

南会津地方広域市町村圏組合  
と南会津地方環境衛生組合は、  
4月1日より統合します。

統合によって組織体制を再編、  
両組合にある事務局を一元化  
することにより、各種会議等の  
集約化や効率化、事務管理経費  
の削減を図ります。

**【業務体制】**  
「消防」、「ごみ」、「し尿」、「火葬」  
の業務体制に変更はありません。  
また、**ごみの収集回数、事業系  
ごみの処理手数料、し尿の処理手  
数料、一般廃棄物処理業許可手数  
料、浄化槽清掃業許可手数料、火  
葬料金、火葬の手続及び霊柩車の  
運行に変更はありません。**

**【組合議会】**  
統合後の南会津地方広域市町  
村圏組合議会議員定数は、現在  
の議員定数12名から4名増え16  
名となります。

各町村からの選出は、南会津  
町7名、下郷町4名、只見町3名、  
檜枝岐村2名です。

南会津地方広域市町村圏組合	
構成 団体	南会津町、下郷町、只見町、 檜枝岐村
組織	<b>管理者会、議会、監査委員</b> 、教育 委員会、 <b>事務局</b> 、消防本部
共同 処理事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消防に関すること</li> <li>■ 広域観光事業に関すること</li> <li>■ 介護認定審査会に関すること</li> <li>■ 教育委員会に関すること</li> </ul> など

南会津地方環境衛生組合(3月31日解散)	
構成 団体	南会津町、下郷町、只見町
組織	<b>管理者会、議会、監査委員、 総務課、環境衛生課</b>
共同 処理事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ごみ処理に関すること</li> <li>■ し尿処理に関すること</li> <li>■ 火葬業務に関すること</li> </ul> など



南会津地方広域市町村圏組合(4月1日以降)	
構成団体	南会津町、下郷町、只見町、檜枝岐村 ※「ごみ」「し尿」「火葬」は、これまでと同様、南会津町、下郷町、只見町の3町の事務に限り実施し、その財源は3町に分担金により運営されます。
組織	<b>管理者会、議会、監査委員</b> 、教育委員会、 <b>事務局(総務課、環境衛生課)</b> 消防本部
共同処理事務	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">■ 消防に関すること</li> <li style="width: 50%;">■ 広域観光事業に関すること</li> <li style="width: 50%;">■ 介護認定審査会に関すること</li> <li style="width: 50%;">■ 教育委員会に関すること</li> <li style="width: 50%;">■ ごみ処理に関すること</li> <li style="width: 50%;">■ し尿処理に関すること</li> <li style="width: 50%;">■ 火葬業務に関すること</li> </ul> など

**【問合せ】**  
南会津地方広域市町村圏組合  
事務局 統合準備室  
電話 0241-62-0054

**その他事項について**

- 南会津地方環境衛生組合の共同処理事務、財産、職員は、すべて南会津地方広域市町村圏組合に承継されます。
- 現在ご利用いただいている指定ごみ袋は、引き続きご利用いただけます。

## 南会津地方広域市町村圏組合と 南会津地方環境衛生組合の統合について

## 町有観光施設の今後の方針案について

近年急速に進む人口減少や少子高齢化による税収減などの影響で、今後さらに厳しい財政状況が予想される中、本町は多くの公共施設を所有しており、施設の修繕等の維持経費が将来的に大きな財政負担になることが危惧されます。

また、施設や設備の老朽化により修繕費がかさみ、福祉や子育て、教育、集落要望などの他事業へ予算を十分に配分出来ないといった影響が出ています。

これらのことから、令和7年度に予定している町有観光施設の指定管理者の公募を見据え、町有観光施設の今後の方針案を下記のとおり、まとめました。

2月13日からは、各地域で5回のタウンミーティングを開催し、町民の皆さまよりご意見を頂戴してまいりました。

今後は、タウンミーティングや提出された意見書等を参考にしながら、方針を決定してまいります。

■ 16の町有観光施設別の方針案一覧(タウンミーティング開催時点)

No.	施設名	町の方針(案)	外部評価※
1	たかつえスキー場	町の観光振興の核として継続	改善の取組を織り込んだ上で暫時継続
2	だいくらスキー場	令和13年度以降、民間主導により運営する方向性が見いだせれば、指定管理以外の方法で施設を継続	令和8年3月末で廃止(それまでの間に民間事業者への売却を模索)
3	南郷スキー場	農業振興及び定住促進の拠点として継続	2024-2025シーズンの収支状況次第で廃止
4	高畑スキー場	令和13年度以降、民間主導により運営する方向性が見いだせれば、指定管理以外の方法で施設を継続	令和8年3月の協定期間満了を以って廃止あるいは売却
5	星の郷ホテル	新たな指定管理者を選定し継続	経営・運営をプロの民間事業者に任せてみることを前提に維持
6	花木の宿	現指定管理者の運営により継続	維持(当面は現行の指定管理者を継続し、業況を見守る)
7	道の駅 たじま	重点観光施設として継続	維持(戦略投資による機能強化を前提に、重点施設として継続)
8	道の駅きさらら289	重点観光施設として継続	戦略投資を実施し強化
9	道の駅 番屋	運営の効率化を進めながら継続	冬季閉店を含む一定の改善策の実施を条件に当面維持
10	ステーションプラザ	新たな指定管理者を選定し継続	機能の再定義と事業の再構築 ・レストラン;規模縮小 ・売店;改善を前提に維持 ・管理業務;現状維持
11	憩の家	規模を縮小し継続	規模縮小(路線バスの動向を見定めつつ、赤字幅の最大限の縮小に取り組む)
12	山村道場	令和8年3月末をもって休止し、別用途での活用を検討	一旦廃止の上、設置目的を再定義して施設を再活用
13	ふるさと物産館	農業振興及び観光拠点として継続	一定の改善を前提に維持
14	たかつえカントリークラブ	指定管理料を減額したうえで継続	令和8年3月末までの残りの協定期間の中で、事業を継続しながら売却先を模索。売却先が見つからなければ廃止
15	館岩広域観光案内所	令和8年3月をもって別用途での活用により閉鎖	設置目的を再定義して施設を再活用
16	そば処曲家	運営の効率化を進めながら継続	一定の改善を前提に維持

※福島県中小企業診断協会の評価結果



**【問合せ】**  
総合政策課  
企画政策係  
電話 0241-62-6210

# 「火入れ」「森林の伐採」を行う場合は届出が必要です

雪解けは、春の訪れとともに農林業の始まりを迎える合図ですが、害虫駆除に有効な「火入れ」や、山の手入れのために木々を「伐採」する際には、届出が必要です。内容や規模に応じて、以下のとおり町と県で手続きが分かれます。また、届出をせずにこれらの行為を行うと、森林法に基づく罰則が課せられることがありますので、十分にご注意ください。



区分	内容	申請・届出日	添付書類
火入れ	開墾準備、地ごしらえ、害虫駆除、焼畑、採草地の改良を目的としたもの	5日前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置図</li> <li>※該当する場合</li> <li>土地所有者の承諾書</li> <li>請負（委託）契約書</li> </ul>
森林伐採 (間伐を含む)	山林の木を伐採 (保安林を除く)	90日～ 30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の位置図・区域図</li> <li>届出者の確認書類</li> <li>土地の登記事項証明書等</li> <li>※該当する場合</li> <li>他法令の許認可関係書類</li> <li>伐採の権原関係書類</li> <li>隣接森林との境界関係書類</li> </ul>
	保安林の伐採	南会津農林事務所にお問い合わせください。	
林地開発	1%以下の林地開発 土砂の採掘や林地以外への転用造成などを目的としたもの ※伐採を伴う場合は届出も必要	90日～ 30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置図</li> <li>開発区域図</li> <li>面積の算出基礎となる図面</li> <li>※該当する場合</li> <li>現況写真</li> <li>土地所有者の同意書</li> </ul>
	0.5%を超える林地開発 ※太陽光発電設備を設置することを目的としたもの	南会津農林事務所にお問い合わせください。	
	1%を超える林地開発 土砂の採掘や林地以外への転用造成などを目的としたもの ※伐採を伴う場合は届出も必要		

※各種申請書・届出書は、問合せ先に備えてあります。

【町問合せ】	農林課 林政係	電話 0241-62-6220
	館岩総合支所 振興課 農林建設係	電話 0241-78-3340
	伊南総合支所 振興課 農林建設係	電話 0241-76-7716
	南郷総合支所 振興課 農林建設係	電話 0241-72-2113
【県問合せ】	南会津農林事務所 森林林業部	電話 0241-62-5373

詳細はコチラ(町ホームページ)



火入れ  
について



森林伐採  
について



林地開発  
について

# 南会津町価格高騰 緊急支援給付金について

町では、国の経済対策に基づき、エネルギー・食料品等価格高騰への緊急支援として、住民税非課税世帯へ給付金を支給いたします。対象となる世帯には給付内容や確認事項が記載された確認書が届きますので、お手続きください。

**【対象世帯】**  
令和6年12月13日時点で南会津町に住居登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯

**※上記世帯のうち平成18年4月2日から令和7年3月31日までに生まれた児童がいる場合は、子ども加算として児童一人当たり2万円が支給されます。**

**※世帯全員が住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外です。**

**※住民税が課税となる所得があるにもかかわらず、未申告により非課税となっている方がいる世帯は対象外です。**

申請期限
令和7年4月30日(水)

【問合せ】
健康福祉課 社会福祉係 電話 0241-62-6170

**【支給額】**  
1世帯3万6千円

**【支給手引き】**  
子ども加算として児童1人につき2万円

対象となる世帯には今月中に町から順次確認書類を郵送しますので、必要事項をご記入いただき町に提出(返送)してください。

**※「確認書」の送付後から、令和7年3月31日までに対象となる世帯に新生児が生まれた場合は、町から随時関係書類を発送します。**

# 子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種について

子宮頸がんを予防するHPV(ヒトパピローウイルス)ワクチンの積極的勧奨差し控えにより、定期接種を受けられなかった方を対象に、令和4年度より無料でキャッチアップ接種を実施しています。

HPVワクチンのキャッチアップ接種の接種期限は、令和7年3月31日までとなっていますが、次の条件を満たす方は接種期限が1年間延長されます。

**【対象者】**

- 平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの女性
- 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に、HPVワクチンを1回または2回接種して、接種が完了していない方
- 9価ワクチンを15歳未満で開始した方は2回接種で完了となります。

※過去に接種したワクチンの情報については母子健康手帳をご確認ください。

**【無料で接種を受けられる期間】**  
対象者の条件を満たしていれば令和8年3月31日まで



その他
HPVワクチンの接種について、厚生労働省のホームページ等を参考にワクチンの有効性や副反応等について医師とよく相談し、接種をご検討ください。

【問合せ】
健康福祉課 健康増進係 電話 0241-62-6180

information 06

笑って延ばそう健康寿命  
大平哲也教授講演会開催



最近笑っていますか。「笑う門には福来る」と言いますが、様々な研究の結果、「笑い」は健康に良いと分かってきました。

医学で解き明かす「笑い」の効果について、最前線で活躍されている大平哲也主任教授をお迎えし、ユーモアを交えながら最新の研究成果を紹介していただきます。

大人気「笑いヨガ」も実践していただきますので、この機会にぜひご参加ください。笑って学んで元気になりましょう。

**【開催日時】**  
4月17日（木）  
午後2時～午後3時半



福島県立医科大学  
医学部疫学講座  
大平哲也主任教授

**【申込み・問合せ】**

健康福祉課 介護保険係 電話 0241-62-5050  
メール m-kaigo@minamiaizu.org

**【開催場所】**

御蔵入交流館 文化ホール

**【題目】**

お達者に！笑って延ばそう健康寿命（フレイル・認知症を予防する地域づくり）

**【申込期限】**

4月10日（木）まで  
※メールまたは電話にてお申込みください。

information 07

合併20周年記念公演  
福田こうへいコンサート



福田 こうへい さん

「南部蝉しぐれ」や「峠越え」などで知られ、NHK紅白歌合戦に4回出場、演歌・民謡の二刀流、福田こうへいさんの全国ツアーコンサートが開催されます。

生演奏をバックに、その圧倒的な歌唱力と軽妙なトークで盛り上げる迫力あるステージを存分に堪能いただける貴重な機会です。

チケットの一部を御蔵入交流館で販売しておりますので、皆さまのご来場をお待ちしています。

**【開催日時】**  
6月28日（土）

**① 1回目** 開場 午後0時30分  
開演 午後1時

**② 2回目** 開場 午後5時  
開演 午後5時30分

**【開催場所】**

御蔵入交流館 文化ホール

**【チケット料金】**

全席指定…7,000円

※未就学児の入場はご遠慮ください。

**【主催】**

テレビユー福島・ラジオ福島

チケット販売について

- ① 御蔵入交流館 生涯学習課（土日含む9時～17時まで）  
※電話受付は行いません。
- ② ローソンチケット（Lコード：22116）※ローソンで発券
- ③ チケットぴあ（Pコード：290-441）※セブンイレブンで発券
- ④ （株）アプロヴォイス（電話：0120-20-0153）  
※電話購入のみ（平日10時～17時迄）送料一律800円

**【問合せ】** 生涯学習課 芸術文化係 電話 0241-62-6311

information 08

放課後子ども教室  
を開設します

放課後に児童が無料（一部実費負担）で参加できる「放課後子ども教室」を令和7年度も開設します。町内6つの教室で、自然体験や工作、クッキング、スポーツなど、様々な体験活動を行います。

4月に小学校を通じてご案内しますので、希望者は参加申し込みをお願いします。

また、児童の活動を見守る指導員（有償ボランティア）も募集しております。興味や関心のある方は、お問合せください。

指導員（有償ボランティア）について	
年齢・資格	不問
活動日数	週1～2日
活動時間	1日あたり3～4時間
謝礼	1時間あたり955円

詳細はホームページ  
をご確認ください▶



町さんぽ（田島小）

クッキング（荒海小）

ハロウィンパーティー（伊南小）

**【申込み・問合せ】** 生涯学習課 生涯学習係 電話 0241-62-5511

information 09

チャイルドシートなどを  
貸し出しています



② チャイルドシート 最大2年間  
（1歳から4歳までが対象）

③ ジュニアシート 最大3年間  
（4歳から11歳までが対象）

**【注意事項】**  
使用後は、シートカバーなどをクリーニングしてから、返却してください。

町では、お子さんを交通事故から守るとともに、子育て世帯の生活を支援するため、お子さんの年齢に応じて、チャイルドシートなどを貸し出しています。

貸与を希望される方は、お気軽にお問い合わせてください。

**【対象者】**

町に居住し、0歳から11歳までのお子さんを養育する方

**【貸与期間】**

① ベビーシート 最大1年間  
（0歳から1歳までが対象）

その他

各シートには限りがあり、ご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。

**【問合せ】**

住民生活課 消防交通係 電話 0241-62-6120  
館岩総合支所 町民課 総務係 電話 0241-78-3320  
伊南総合支所 町民課 総務係 電話 0241-76-7711  
南郷総合支所 町民課 総務係 電話 0241-72-2111

# 令和7年度「田島寿学園」 受講生を募集します

中央公民館では、明るく活力のある地域づくりの一環で「田島寿学園」を開講しています。

田島寿学園は、愛宕学級（田島地区）、七峰学級（荒海地区）、駒戸学級（松沢地区）の3つの学級で構成され、5月から翌年2月まで毎月1回程度の学習会を開催しています。

令和7年度受講生を募集しますので、お気軽にお申し込みください。

### 【応募資格】

田島・荒海・松沢地区に在住の

60歳以上の方

※定員は設けません。

### 【参加費】

無料

※調理実習の材料費や、移動研修に関わる経費などは、自己負担です。

### 【申込締切】

4月15日（火）



愛宕学級 新潟移動研修会



七峰学級 軽スポーツ教室



駒戸学級 文化祭作品作り

【申込み・問合せ】 中央公民館（御蔵入交流館内） 電話 0241-62-5511

# ふるさと南会津会を 知っていますか

南会津町には、首都圏で生活する町内出身者などで構成されているふるさと南会津会があります。

当会には「町のために何かしたい」「都会で頑張っている町内出身者と交流がしたい」という思いを持った仲間がいます。

4月から新生活を迎える方で、当会に興味がありましたらお気軽にご相談ください。

### 【入会資格】

- ① 南会津町出身者
- ② 南会津町にゆかりがある方
- ③ 南会津町のファン
- ④ ふるさと南会津会（会員）と関わりをもちたい方

### 【年会費】

3,000円

### 【事業内容】

- ◆ 総会・懇親会の開催
- ◆ 会報「ふるさと南会津」の発行
- ◆ その他、町広報をお届けし、町の最新情報、観光イベント、特産品の紹介をしております。

### 【会員の優待制度】

会員の方には、会員証を発行し、町内の協賛施設において、利用料金割引等のサービスを受けることができます。



【問合せ】 商工観光課 観光交流係 電話 0241-62-6200



詳しくは  
コチラ



## 自然災害による被災者の債務 整理に関するガイドライン

東日本大震災や平成27年9月2日以降に災害救助法が適用された自然災害により影響を受けた個人や個人事業主の方は、「自然災害による被害者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができ

ます。詳しくはローン借入先の金融機関等にお問い合わせください。

ただし、債務の免除等には、一定の要件を満たすことや借入先の同意が必要となります。

### 【ガイドラインを利用するメリット】

- ① 弁護士等の登録支援専門家による手続支援が無料で受けられます。
- ② 財産の一部を手元に残せます。ただし、被災状況、生活状況などの個別事情により異なります。
- ③ 債務整理をしたことは個人情報として登録されません。

問合せ 東北財務局福島財務事務所 理財課

電話 024-535-0303



ホームページ  
はコチラ

## 高齢者の相談窓口 南会津町地域包括支援センター

身近で「最近ちょっとおかしいな」と思ったら、高齢者の相談窓口である南会津町地域包括支援センターにご相談ください。

### 【こんなことはありませんか？】

- 最近物忘れがひどくなった
- 歳をとって怒りっぽくなった
- 徘徊している
- 家に閉じこもり気味になっている
- 家にはいるはずなのに生活している気配がない
- 身なりが整っておらず家族からお世話をされていないようだ
- 食事をとっていないのか以前より痩せている
- 郵便物がたまっている
- 頻繁に怒鳴り声が聞こえる など

「お節介かもしれない」と感じるかもしれませんが、あなたの一言が誰かの助けになるかもしれません。相談者の特定につながらないように秘密は守ります。

ご自身のこと、高齢のご家族のこと、近所の高齢者のことで心配なことがありましたら下記までご相談ください。

問合せ 南会津町地域包括支援センター

【田島地域】  
電話 0241-64-5035

【西部地域】  
電話 0241-76-7131



## 「にっぽん縦断こころ旅」 お手紙を募集します

NHK-BSプレミアム4K・NHK-BS「にっぽん縦断こころ旅(2025春の旅)」では、県内の思い出の場所や風景にまつわるお手紙を募集します。

「何気ない風景」「思い出の風景」「忘れられない風景」などのお手紙を参考に、撮影ルートなどを決定しますので、ぜひご応募ください。郵送また、ホームページから受け付けます。

応募期限 4月7日(月) 必着

宛先 〒150-8001

NHK「こころ旅」係

問合せ NHKふれあいセンター

電話 0570-066-066



「こころ旅」  
ホームページ



## 自動車の移転(変更・抹消) 登録を忘れずに！

自動車税種別割は、4月1日(午前0時)現在の登録名義人に課税されます。自動車を下取りに出したり、譲ったりした場合は、移転登録をしましょう。

また、納税通知書は運輸支局に登録されている住所(自動車検査証記載の住所)へ送付されます。転居した場合は、住所変更の手続きも忘れずに。

手続きの詳細は、運輸支局や自家用自動車組合、自動車販売店、整備工場などにお尋ねください。

問合せ 南会津地方振興局

県税部 納税課税課

電話 0241-62-5212



自動車税種別割  
Q&A



ホームページ  
はコチラ